

ニユー・ヨーク 12月31日前發  
本省 1月1日前着

(付記)

本省 12月27日後發

第五九号

往電第五八号ニ閲シ

東京ハ読売、大阪ハ大毎王催トスルコト大毎ニテ快諾シタル由

356 昭和5年12月31日 在ニュー・ヨーク澤田總領事より

幣原外務大臣宛(電報)

第五七号

貴電第五九号ニ閲シ

昨三十日石井ヲシテ御来示ノ趣旨「ハンター」ニ伝ヘシメタル處「ハンター」ハ市岡ヨリハ何等電報ナキモ慶応ノ直木ヨリ来遊ヲ待ツ旨ノ電報アリ読売ト大毎トノ交渉纏リタル事ハ自分ニ取りテモ好都合ナリト語リタル趣ナリ

#### 4 その他

##### 英國美術家東京展関係

357 昭和4年10月15日

在英國松平大使より

幣原外務大臣宛

##### 英國外務省後援による美術展の東京開催につき

##### 協力方要請

普通第六〇〇号

(11月16日接受)

昭和四年十月十五日

在英

特命全権大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

東京ニ於ケル英國美術家展覧会開催ノ件

当国外務省海外通商部 (The Overseas Trade Department in the Foreign Office) ノ次長 Sir Edward Crowe

(元在本邦英國大使館商務參事官) 此ノ程 Edward J. Duveen 氏ヲ伴ヒテ本使ヲ來訪シ其ノ際 Duveen 氏ヨリ英國美術家展覧会 (British Artists' Exhibitions) ニ閲シ申

本邦ニ於ケル右計画ニ付話合アリタリ

本件展覧会ハ上述ノ如キ人々ニ依リ計画セラレ其ノ基礎確  
実ナルノミナラス間接日英親善關係ニ貢献スル所少ラスト  
思料セラルニ付可然向ヘ御移牒ノ上相当ノ便宜ヲ与ヘラ  
ルル様致度此段申進ス

追テ Duveen 氏來信写及從来各地ニ於テ開催セラレタル  
覽会ニ関スル印刷物何等御参考迄ニ茲許送付ス尙本件計画  
進捗シ更ニ具体的ナル通報ニ接シ次第改メテ報告申進スヘ  
シ

358 昭和5年7月17日 在英國松平大使より  
幣原外務大臣宛

**英國美術家東京展の開会にあたつて秩父宮の**

**臨席方要望**

普通第二七七号

昭和五年七月十七日

在 英 (8月13日接受)

特命全權大使 松平 恒雄 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

二依リ開会セラレタル先例ヲ示セル表御参考迄ニ茲ニ添付  
ス

359 昭和5年10月3日 在英國外務大臣より  
幣原外務大臣宛

英國美術家東京展開会式に秩父宮出席に關し

貴翰拝誦陳者英國美術家展覽会ニ関シ御申越ノ趣早速殿下  
ノ思召相伺候處殿下ニハ該計画ニ御贊成被為在開会当日台  
臨ノ儀モ御内諾被遊候得共只開会ハ英國大使ニ依リ行ハレ  
度御希望被遊候條其旨先方へ可然様御伝達相煩度此段得貴  
意候

敬具

昭和五年九月三十日

秩父宮付宮内事務官伯爵 前田 利男

外務省情報部長 斎藤 博殿

編注 九月二九日付中川 (健蔵) 文部次官より吉田外務次  
官宛官專四一〇号は省略した。

英國美術家東京展の準備状況並びに概要  
について

本件ニ関シ七月十七日付普通第二七七号貴信ヲ以テ御申越  
ノ趣敬承御來示ノ次第八早速秩父宮付宮内事務官及文部省  
ニ移牒シ置ケル處今般別紙<sup>(編註)</sup>ノ通り夫々申越ノ次第アリタ  
ルニ付委細右ニテ御承知ノ上展覽会主催者側ニ御伝ヘ相成  
度シ

(別 紙)

秩父宮第一五六号

東京ニ於ケル英國美術家展覽会ノ件

本件ニ關シ客年十月十五日付普通第六〇〇号ヲ以テ申進置  
タル處其ノ後更ニ本件展覽会幹事「ディュヴィーン」  
(Edward J. Duveen) 氏午餐会ヲ催シ本使並ニ当国外務省  
海外通商部次長「サー・エドワード・クロウ」、前在本邦英  
国大使館日本語參事官「サー・ハーロルド・パーレット」其  
ノ他ノ関係者ヲ招待シ其ノ席上本件展覽ニ付話合アリ同展  
覽会ハ明一九三一年秋東京ニ於テ開催ノコトニ決シタル處  
右開会ニ當リテハ從来各國ニ於ケル同展覽会カ概ネ其ノ國  
ノ大統領、皇族等ニ依リ開会セラレタル例ニ鑑ミ秩父宮殿  
下台臨ノ下ニ殿下ニ開会ヲ御願申上度旨ノ希望申出ノ次第  
アリタリ仍テ本使ハ右ハ在本邦英國大使「サー・ジロー  
ン・ティレー」ヲ經テ申出ツルコト可然旨申述置タル處抑  
モ本件展覽会ハ前信ニテ具申シ置キタル通り英国外務省ニ  
於テモ支援ヲ与ヘ居リ且ツ日英間文化ニ依ル親善増進ノ趣  
旨ニ貢献スル所少ラスト思考セラルニ付テハ右秩父宮殿  
下台臨御開会方願出ニ対シテハ成ルヘク先方ノ希望ニ副フ  
様御詮議ノ上可然御取計相煩度此段申進ス

追テ從來各國ニ於テ開催ノ本件展覽会カ概ネ大統領、皇族  
ノ大統領、皇族等ニ依リ開会セラレタル例ニ鑑ミ秩父宮殿  
下台臨ノ下ニ殿下ニ開会ヲ御願申上度旨ノ希望申出ノ次第  
アリタリ仍テ本使ハ右ハ在本邦英國大使「サー・ジロー  
ン・ティレー」ヲ經テ申出ツルコト可然旨申述置タル處抑  
モ本件展覽会ハ前信ニテ具申シ置キタル通り英国外務省ニ  
於テモ支援ヲ与ヘ居リ且ツ日英間文化ニ依ル親善増進ノ趣  
旨ニ貢献スル所少ラスト思考セラルニ付テハ右秩父宮殿  
下台臨御開会方願出ニ対シテハ成ルヘク先方ノ希望ニ副フ  
様御詮議ノ上可然御取計相煩度此段申進ス

普通第四五〇号

昭和5年12月5日 在英國松平大使より  
幣原外務大臣宛

英國美術家東京展の準備状況並びに概要  
について

普通第四五〇号 (昭和6年1月8日接受)

昭和五年十二月五日

特命全權大使 松平 恒雄 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

東京ニ於ケル英國美術家展覽会ニ闋スル件

本件ニ関シ十月三日付報ニ普通第一一一号ヲ以テ御申越ノ趣敬承依テ去十一月十三日本使ハ「デュヴィーン」氏「サエード・クロウ」氏 (Mr Edward J Duveen, Sir Edward Crowe) 等本件関係者ヲ當館ニ招致シ御来示ノ次第ヲ申聞ケタル處開会式ニ当リ秩父宮殿下台臨ノ件承諾ヲ得タルコト及我当局ノ好意ニ対シテ深ク感謝ノ意ヲ表シ又文部次官發官專第四一〇号ノ各項ニ対シテハ計画者側ニ於テ協議調査ノ上「デュヴィーン」氏ヨリ十一月二十五日付書翰ヲ以テ回答シ來レル處其要点左ノ如シ

一、会期

目下ノ準備ニテハ明年十一月最初ノ二週日ノ予定ニテ開会ノ現実日取りニ付テハ在東京英國大使館商務官「サンソム」氏ニ於テ英國大使及美術協會側ト打合スコトニ任シアリ尚会場ニ付テハ「サンソム」氏ハ既ニ上野公園ナル日本美術協会展覽会場ヲ十月三十一日ヨリ十一月十五日迄借用方同協会ト契約済ノ趣ニテ展覽会開催期間ハ右期間内ニ於テ十日乃至十四日間トシ度キ趣ナリ

二、出品

出品点数ハ小油絵 (三十吋×五十吋以下) 五十点、水彩画五十点、素画五十点ヲ超エサルヘク彫刻ヲ含マサル予定ナリ油絵ハ額縁付ナルヘキモ其他ハ台紙付ニシテ額縁ヲ付セス從ツテ後者ニ対シテハ東京着後額縁取付ヲ要スルコトトナルヘシ

三、美術家氏名及略歴

審査委員会ニ於テ同展覽会出品者顔触ヲ決定次第氏名略歴等ノ細目ヲ予メ發表シテ宣伝ニ資スヘク尚右ハ目録ニモ採用シテ差支ナカルヘシ

四、展覽會委員会

文部省提案ニアル如ク該展覽会開催地ニ於テ委員会ヲ構成スヘキコトハ當方ニ於テモ予テ考慮セル点ニシテ適当ノ時期ニ於テ「サンソム」氏ニ対シ本件ニ關シ文部省側ト協議スヘク計画者側ヨリ依頼スル筈ナル由尚右「デュヴィーン」氏書翰写茲ニ添付(省略)

ローマ日本画展

361

昭和4年4月26日 在伊国松田大使より  
田中外務大臣宛

ローマにて開催を検討中の日本画展への協力

振りにつき請訓

公第九八号

昭和四年四月二十六日

在伊

特命全權大使 松田 道一 (印)

(欄外記入1)

羅馬ニ於ケル大倉男爵日本画展覽会開催ニ  
閔スル件

来春当地ニ於テ大倉男爵ノ下ニ大規模ノ日本画展覽会開

(欄外記入2) 催セラルヘキ旨當国多数ノ新聞ニ掲載セラレタル處右ハ從

來ノ同種ノ試カ一流ニ偏シ真ニ邦画ノ面目ヲ伝フルコ

ト能ハサリシヲ遺憾トシ今回ハ古今ノ名画ヲ陳列シ数量ハ

兎モ角実質ニ於テ日本画ノ神髓ヲ躍如タラシメントシ陳列方法ノ如キモ或ハ床間風ノ設備ヲスル等特殊ノ苦心ヲ為ス

(欄外記入1)

為念大倉組平木泰治氏 (不在ノ為其ノ代理) ニ何カ本件ノ経緯趣旨等ヲ明ニスヘキ材料アラハ入手シ度キ旨申入レタルモ未タ無之由回答アリ

六月十九日 鈴木

文部省河原学務課長ニ問合セタルモ本件ハ文部省ニテ何等閔

知セサル由又三教授ノ賜暇ニ付テハ未タ申無之由答ヘ居リ  
タリ

六月二十日

~~~~~

362 昭和4年5月21日 田中外務大臣 在本邦アロイジ伊国大使会談

ローマにて開催予定の日本画展に日本より美術学校教授の派遣につき便宜取計らい方駐日

イタリア大使要請

大臣会見録（九十四）

五月二十一日午後三時伊国大使「アロイジ」男田中大臣ヲ來訪シ来年四月ヨリ二ヶ月間羅馬ニ於テ開催スヘキ日本美術展覧会ニ付テハ日本側ノ準備モ着々進捗シ伊太利側ニ於テモ非常ニ乘気トナリテ羅馬ノ日貢ノ場所ヲ会場ニ当ツルコトトナシ万事好都合ニ運ヒ居ル旨ヲ陳ヘタルニ大臣ハ右ハ誠ニ結構ナリ日本美術ハ戦国時代ニ於テ人心稍モスレハ殺伐ニ流レムトスル時ニ当リ之ヲ緩和スル精神修養ノ手段トシテ發達セルモノナルヲ以テ其歴史、精神等ヲ充分味フ必要アリ例ハ一ノ掛軸ヲ見ルニシテモ絵画其物

ヲ味フノミナラス其ノ軸ノ前ニテ茶ノ湯ヲ立テ活ケ花ヲ賞テ其ノ全体ノ情況カ一ノ精神修養トナル所ニ妙味ヲ見出ササルヘカラス何卒其辯ヲモ紹介アル様セラレ度シト答ヘラレ  
伊太利大使ハ大体美術發達ノ経路ハ歐羅巴ニ於テモ同様ノモノナルカ日本ニハ特ニ絵画等ニ付隨ノ環境ヲ味フ必要アルコトハ自分モ夙ニ感シ居ル所ニシテ来年ノ右展覧会ニ付シテモ自分ハ今ヨリスカル点ヲ力説シテ伊太利側関係者ニ鼓吹スルニ努メ居ル次第ナリ殊ニ「アラシスト」党力稍々モスレハ氣風殺伐ニ傾カムトスルニ當リ右閣下ノ御話シノ如キ日本美術ノ精神ハ伊太利人ニ取り能ク諒解セラルルコトト信ス此目的ヲ達スル上ヨリ言フモ必要ナルコトナルカ現ニ該展覧会ノ準備ニ関係致シ居ル人ノ中美術学校ノ教授ヲ為シ居ル人三人許リ渡欧シモラヒ度キ處学校側ニ於テ之等教授ニ対シ来春三、四ヶ月間休暇ヲ取ル許可ヲ与ヘラル様總理ヨリ文部大臣ニ御話頂ケ間敷クヤト尋ネタルニ大臣ヨリ右ハ政府ヨリ派遣セラルルコトトナル訳ナリヤヲ問返サレ  
大使ハ政府ニハ何等御迷惑ヲカケス万事ハ大倉男ニ於テ周

旋セラルモノニテ政府ニハ関係ナキコトナカラ唯右教授等カ休暇ヲ取り得ル許可ヲ与ヘモラヒ度ク存スル次第ナリト説明シ

大臣ハ一応文部大臣ニモ話シ見ルヘシト答ヘラレタリ

伊太利大使ハ右教授三名ノ氏名表ヲ大臣ニ手交シテ帰リタルカ大臣ハ澤田ニ対シ成ルヘクナラハ右伊太利大使ノ希望ヲ容ルル様文部省ニ照会セシメヨトノ命アリ澤田ハ右会談ノ様子ヲ堀田欧米局長ニ話シテ該人名表ヲ同局長ニ手交シ置キタリ

（昭和四年五月二十二日 澤田電信課長口述）

363 昭和5年1月24日 幣原外務大臣（在伊国吉沢（清次郎）臨時代理大使宛）  
(電報)  
ローマ日本画展への日本側協力振りについて

本省 1月24日後発

第七号

本件展覧会ハ大倉男爵ニ於テ「アロイジ」前駐日伊大使ト

協議ノ結果所要経費一切ハ大倉男ニ於テ負担シ伊国側ハ無

364 昭和5年4月30日 在伊国吉沢臨時代理大使より

幣原外務大臣（電報）

ローマ日本画展の開催

ローマ 4月30日後発

本省 5月1日前着

## 第三六号

貴電第七号ニ関シ

展覧会ハ二十六日名誉総裁「ムツソリーニ」臨場ノ下ニ開会式ヲ挙行シテ三十日ハ御微行ニテ皇帝陛下ノ御来観アリ日々多數ノ入場者アリ成功ヲ収メツツアル模様ナリ

## パリ薩摩会館建設関係

貴電第七号ニ関シ

365 昭和2年8月12日 在仏国石井(菊次郎)大使より  
リ幣原外務大臣宛公第八四六号

在仏國石井(菊次郎)大使より

在仏國石井(菊次郎)大使より

## パリ薩摩会館の建設について

付記 大正二年一二月一三日付在仏國石井大使より

リ幣原外務大臣宛公第八四六号

パリ大学町に日本人留学生会館(薩摩会館)  
の設立について

機密公第五四七号

昭和二年八月十二日

(9月13日接受)

在仏

特命全権大使子爵 石井 菊次郎(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

薩摩会館設立ニ関スル件

薩摩会館ハ目下地均工事中ナルカ何分ニモ地盤劣等ナルカ  
為工事手間取居レルモ基礎工事出来セハ爾余ノ工事ハ割合  
ニ簡単ニテ來年十月ニハ開館ノ運ヒトナルヘキ見込ナリ起  
工式ハ七月初旬挙行ノ予定ナリシモ當時英國会館ノ起工式

アリテ英國太子殿下ノ御臨席アリ大学側ニ於テ歓迎其他  
多忙ヲ極メ加之暑中休暇ヲ目前ニ控ヘタルヲ以テ仏國財團  
側トモ熟議ノ結果薩摩会館ノ起工式ヲ十月中旬ニ延期シ出  
来得レハ李王殿下ノ台臨ヲ仰キ賑々シク挙行スルコトニ決  
定セリ

建築費ハ「サルヅー」氏ヲ通シテ請負業者ト交渉ノ結果建  
物ニ三百十五万法、裝飾及家具ニ七十万法、庭園ニ四万法  
合計三百八十九万法ト見積リ一円ヲ十二法トシテ換算スル  
トキハ約三十二万四千円トナリ之ニ「サルヅー」氏及藤田  
画伯ノ報酬ヲ加算スルモ三十五万円ニテ全部落成ノ見込ナ  
リ右予算額ハ可ナリ豊ニ見積リタルカ一部ハ既ニ仏貨ニテ  
契約済ニテ残余モ仏貨ニテ支払ノ予定ナルニ付御含置アリ  
タシ

予備費及経常費ハ各国会館ノ先例ニ徴スルモ財團成立確定  
後巴里大学總長ノ請求ニ依リ前渡ノコトトナリ居レルヲ以  
テ七月二十八日巴里大学指定金庫ニ三十五万法ヲ預入レ利  
子ヲ付セシムルコトトシ会館事業開始後流用ノコトトセリ  
以上ノ如ク當方トシテハ出来得ル限り速ニ又着実ニ事業ヲ  
進捗セシメ居リ開館迄ニ左程難問題生セサルヘキモ茲ニ當

方ノ最モ苦心スル点ハ第一次館長ノ人選ニ在リ既ニ報告ニ  
及ヒタルカ如ク仏國財團側ニ於テハ館長ノ地位ヲ重要視シ  
第一次館長ニハ成ルヘク仏語ニ堪能ナル士ヲ希望シ居レル  
處六十名ノ内外学生ヲ収容シ且監督スルコトナレハ啻ニ語  
学ニ優秀ナルノミナラス人格崇高ナル士ヲ挙ハサルヘカラ  
ス加之開館初期ハ他国会館、巴里大学側及仏國財團側トノ  
交渉学界名士トノ交際等外交的手腕ヲ要スルコト尠カラス  
館長補佐ハ巴里大学總長ニ交渉シ大学事務員又ハ少クトモ  
巴里大学ニ間接ニ關係ヲ有シ仏國學界ノ消息ニ明カナル仏  
人ヲ物色シテ書記長トシ館僕ノ監督及計理ニ当ラシメ兼テ  
學生ノ勉學ニ便ナラシムル心組ナルモ館長ハ是非共本邦委  
員会ニ於テ人選ノ上旅費及手当ハ文部省又ハ外務省來年度  
予算ニ計上シテ支出アリタク卑見ヲ以テスレハ第一次館長  
ハ外交的手腕ヲ要スルヲ以テ外務省關係者ヨリ任命スルコ  
トトシ薩摩氏ト親交アル堀口九萬一氏ニ於テ就任ヲ承諾セ  
ラルレハ其ノ人格、経歴、声望、語学ノ諸点ニ付最モ適任  
ナルヘク仏國側ニ於テモ本邦側ノ尽力ヲ多トスヘシ因ヨリ  
館長ノ任命ハ機微ナル事情存スルニ付委細ハ宮腰書記官ヨ  
リ須磨欧米局第二課長宛私信ヲ以テ申進ヘキモ來年度予算

編成ノ御都合モアルヘク且ハ既ニ当方ニ自称候補者ノ申出頻繁ナルニ鑑ミ早日ニ具申スル次第ニ付御諒承相成度シ  
本信ハ前記館長候補者氏名ヲ除キ薩摩治兵衛氏ヘ御通達相成度シ

## (付記)

公第八四六号

(昭和2年1月12日接受)

大正十五年十二月十三日

## 在 仏

特命全權大使子爵 石井 菊次郎 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

在巴里大学町日本学生会館設立ニ関スル件

往電第四一三号ニ閲シ巴里大学町仏國財團側トノ会談要領並薩摩会館建設其後ノ成行ニ閲スル報告別添ノ通送付ス可然御取計相成度シ

## (別添)

巴里大学町仏國財團側トノ会談要領並薩摩会館

建設其後ノ成行ニ閲スル報告

十一月二十七日宮腰「オノラ」氏ヲ往訪「プラネ」氏モ列

一、学者ヲ会館内ニ宿泊セシムルコトハ大学町本来ノ趣旨ニ鑑ミ問題ヲ生スヘシ勉学ノ為单身巴里ニ来リ大学町ノ共同生活ニ堪ユル少壮学者ニシテ一般学生ト同一視シ得ヘキ人ナレハ宿泊スルモ差支ナカルヘキモ家族同伴ノ學者ハ御免蒙リタシスクテハ学生ノ勉学、風紀等ニ面白カラサル影響ヲ与フルノミナラス他方巴里ノ「ホテル」業者ヨリモ苦情ヲ申来ル虞アリ

三、日本ニ閲スル研究発表ノ機関トシテ講演会又ハ音樂会ヲ開催スルコトニハ異存ナキモ日本文化研究所ヲ設置シ日本語ノ教授ヲ行フカ如キ事業ハ賛成シ難シ之レカ為ニハ「チエツコ・スロヴアキア」、「ユーゴー・スラヴィア」及波蘭三国ノ共同經營ニ係ル Institut des Etudes Slaves ノ如キ学院ヲ大学町敷地外ニ設ケ巴里大学付属ノモノトシ学生会館ト密接ナル關係ヲ保タシムル外ナカ

ラン現ニ英國モ前記三國ノ例ニ倣ヒ大学町ニ学生会館ヲ設クル外巴里市内ニ Institut des Etudes Britannique ヲ設置スル予定ナリ学生ノ安息所タル大学町ニ「インスチュート」ヲ設クルトキハ外来人ノ出入繁ク学生ノ勉学上及取締上遺憾多カルヘシ

四、薩摩財團ハ仏國法ニ依リテ設立スベシ但シ Association reconnue d'utilité publique ヌベルトキハ納稅義務ヲ負担セサル可ラサルヲ以ト Université de Paris, Foundation Satsuma pour les Etudiants japonais en France レシテ認可ヲ申請スルヲ要ス巴里大学付属財團ヌンハ免稅ノ特典ヲ享有スヘシ財團ノ定款ハ寄付者ト巴里大学総長トノ間ノ契約ニ依リテ作成シ參事院 (Conseil d'Etat) ノ査定ヲ經テ大統領令ヲ以テ官報ニ公示ス財團ハ会館建築工事着手前設立スルコト肝要ナリ

寄付者死亡ノ場合ヲ慮リ法律上当然財團理事タルヘキ者ノ外ハ在仏日本大使之ヲ選定スルコトシタシ

五、寄付者自身ニ於テ建築家及建築様式ヲ決定スルコト自由ナルモ建築様式ハ仏國財團理事会ノ議ニ付シ次テ巴里大学及巴里市会ノ同意ヲ要ス

席ノ上仏國財團側ニ提出スヘキ日本側条件 (別添甲号) ヲ審議シタル處両氏ノ意見大要左ノ如シ

一、会館内ニ収容スヘキ学生ノ資格ハ巴里大学在学生ニ限ラス専門学校 (例へハ美術学校、鉱業学校、電氣専門学校、音樂學校) 在学生ナレハ充分ナリ

二、学者ヲ会館内ニ宿泊セシムルコトハ大学町本来ノ趣旨ニ鑑ミ問題ヲ生スヘシ勉学ノ為单身巴里ニ来リ大学町ノ共同生活ニ堪ユル少壮学者ニシテ一般学生ト同一視シ得ヘキ人ナレハ宿泊スルモ差支ナカルヘキモ家族同伴ノ學者ハ御免蒙リタシスクテハ学生ノ勉学、風紀等ニ面白カラサル影響ヲ与フルノミナラス他方巴里ノ「ホテル」業者ヨリモ苦情ヲ申来ル虞アリ

三、日本ニ閲スル研究発表ノ機関トシテ講演会又ハ音樂会ヲ開催スルコトニハ異存ナキモ日本文化研究所ヲ設置シ日本語ノ教授ヲ行フカ如キ事業ハ賛成シ難シ之レカ為ニハ「チエツコ・スロヴアキア」、「ユーゴー・スラヴィア」及波蘭三国ノ共同經營ニ係ル Institut des Etudes Slaves ノ如キ学院ヲ大学町敷地外ニ設ケ巴里大学付属ノモノトシ学生会館ト密接ナル關係ヲ保タシムル外ナカ

六、維持費ハ予備費ト経常費トニ分チ修繕ノ費用ハ予備費

ヨリ支出シ日常ノ支出ハ経常費ヨリ支弁スルコトトシタ  
シ加奈陀ハ予備費二十万法、経常費十五万法ヲ計上シ居  
レルモ物価騰貴ノ今日ニ於テハ今少シク増額スル必要ア  
ルヘシ

七、中央食堂、運動場、図書館等共同ニ使用スルモノニ対

スル寄付金ハ各会館ノ収容人員数ニ比例シテ後日応分ノ  
寄付ヲ申受ケタシ

八、館長ノ選定ハ固ヨリ日本側ニ一任シタキモ最初ノ館長  
ハ成ルヘク仏語ニ堪能ナル人士ヲ任命セラレタシ

九、在巴里日仏協会及在仏日本人学生後援会ト連絡ヲ保チ  
其ノ協力ヲ求メラルコトニハ何等ノ異存ナシ云々

仍テ宮腰ヨリ前掲仏国側意見ヲ文書ニテ回答方求メ置キタ  
ル処十二月八日別添乙号ノ通回答シ越セリ右文書追書ニハ

室數三十ノ場合ニ於ケル条件ヲ掲記セルモ斯くてハ仏国側  
ノ建物中ニ間借スル体裁トナルノミナラス完成ニ手間取ル  
虞アリ薩摩氏切角ノ好意ヲ無ニスル次第ナルヲ以テ同氏ト  
モ篤ト談合ノ結果二棟ノ建物ヲ一棟トスルトキハ室數ヲ増  
加スルモ建築費ニ格段ノ差異ヲ生セサル見込ナルヲ以テ此  
際室數六十ノ独立会館建物ノコトニ決定シタリ就テハ近日  
在巴里日本学生会館建物ノコトニ決定シタリ就テハ近日

スル研究発表ノ機関タラシメタキ所存ナリ故ニ此点ニ於  
テ学生ノミヲ収容スル他国会館トハ性質上多少ノ差異ヲ  
生スヘシ

（以上五名ハ法律上当然財團理事タルヘキ者トス他ノ五名  
ハ巴里在住ノ日仏人中ヨリ寄付者之ヲ選定ス）

二、在巴里大学町日本学生会館ノ監督及後援ノ為東京ニ実  
行委員会、巴里ニ薩摩財團ヲ組織ス

(イ) 在東京実行委員会

外務省 出淵次官

堀田歐米局長

山形欧米局第一課長

文部省 松浦次官

栗屋専門学務局長

赤間専門学務局学務課長

(ロ) 在巴里薩摩財團  
寄付者又ハ其ノ代表者

在仏帝国大使又ハ其ノ代表者

巴里大学総長又ハ其ノ代表者

仏國財團理事長「オノラ」氏

又ハ其ノ代表者

中ニ「オノラ」氏ト会见ノ上日本学生数不足ノ場合ニハ仏  
国学生ニ限り宿泊ヲ許スヘキコト並日本碩学ノ来巴ニ備フ  
ル為數室留保スヘキ旨ヲ条件トシテ先方ノ申出ヲ承諾スル  
ト共ニ敷地選定方申込ム手筈ナリ

建築家ハ薩摩氏熟懇ノ間柄ナル Pierre Sardou (仏国一流  
建築家ニシテ最近「フィガロ」及「アントランシジア  
ン」ニ新聞社ノ建築ヲ設計シタリ文豪 Robert de Flers ハ  
同人ノ義兄ニ当リ其ノ縁故ニ依リ当國智識階級ニ勢力ヲ有  
ス)ニ依頼スルコトシ仏国財團側ノ賛成ヲ得タリ且下同  
人ノ手ニテ建築費概算中ナリ室内装飾ハ之レ亦薩摩氏年来  
ノ友人藤田嗣治画伯ニ依嘱ノ心組ナリ

(甲号)

巴里大学町仏國財團ニ提出スヘキ日本側条件

一、地理的関係及語学ノ関係等ニ由リ巴里ニ滞在スル日本  
学生少數ナルニ鑑ミ在巴里大学町日本学生会館ニ収容ス  
ヘキ者ハ巴里大学在学生ニ之ヲ限ルコトナク一般在外研  
究員及日本政府ヨリ派遣スヘキ学者ヲモ会館内ニ宿泊セ  
シメ該会館ヲシテ一面ニ於テハ仏国文化ノ研究並仏国学  
界及本邦学界間ノ接觸仲介ノ機関タラシメ他面本邦ニ閑

四、在巴里大学町日本学生会館ニ館長一名（日本人）及書  
記一名（仏国人）ヲ置ク

館長ハ在東京実行委員会之ヲ選定シ在巴里薩摩財團及巴里大学町仏国財團ノ同意ヲ得ヘキモノトス

館長不在ノ場合ハ在仏帝国大使館參事官臨時館長ノ職務ヲ行フ

書記ハ巴里大学町仏国財團ノ同意ヲ得テ在巴里薩摩財團之ヲ選定ス

五、在巴里大学町日本学生会館ノ事務ハ在巴里薩摩財團及巴里大学町仏国財團監督下ニ館長之ヲ掌理ス

書記ハ館長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

六、在巴里大学町日本学生会館ハ其ノ事業遂行上在巴里日仏協会及在仏日本人学生後援会ト連絡ヲ保チ其ノ協力ヲ仰クコトアルヘシ

七、以上六項ノ条件ハ巴里大学町仏国財團ノ内諾ヲ得タル後之レヲ在東京実行委員会ニ移牒シ其ノ同意ヲ得ヘキモノトス

### 第三八八号

付 記 昭和二年一〇月二一日付在仏國河合臨時代理大使より田中外務大臣宛公第六七九号  
定礎式舉行詳報

パリ 10月12日後発  
本省 10月13日後着

パリ

10月12日後発

本省 10月13日後着

十二日午後三時李王同妃両殿下台臨ノ下ニ大学町日本学生会館定礎式ヲ舉行セリ大統領、外相、陸相、文相、上院議長各代理参列シ薩摩氏ノ挨拶ニ次テ巴里大学總長 Charwety 上院議員 Horn Orat 及文相代理ノ祝辭演説アリ本官ノ答辞ヲ以テ式ヲ終リ立食ノ饗應アリ出席者約三百名尚当日仏國財團側ヨリ薩摩父子へ Sevre 焼花瓶ノ寄贈アリタリ右可然發表アリタシ

### (付記)

公第六七九号

昭和二年十月二十一日

在仏

臨時代理大使 河合 博之(印)

(11月18日接受)

366 昭和二年10月12日 在仏國河合(博之)臨時代理大使より

薩摩会館建設定礎式の舉行

外務大臣男爵 田中 義一殿

巴里大学町日本学生会館定礎式舉行ノ件

十月十二日御滞巴中ノ李王殿下同妃殿下ノ台臨ヲ仰キ巴里大学町日本学生会館定礎式ヲ舉行シタリ挙式前同日正午大使官邸ニ於テ大統領給務長官「ジユール・ミシェル」(大統領代理)、文部省専門學務局長「カヴァリエ」(文部大臣代理)、仏國財團理事長上院議員「アンドレ・オノラ」(前文部大臣)及巴里大学總長「シャルレチ」ノ四氏ヲ主賓トル本件関係者一同(氏名別添第一号<sup>(省略)</sup>参照)ノ午餐會ヲ開キ宴後一同式場へ臨ミタリ

李王同妃殿下(篠田李王職次官、三浦御用掛隨行)ハ本官

及森山理事官御案内申上ヶ午後三時巴里大学町日本学生会館敷地内ノ式場へ台臨「ガルド・ミュニシパル」ノ捧銃ノ並参列者ノ奉迎ヲ受ケサセラレ軍樂隊ノ君カ代及「マルセイエーズ」吹奏裡ニ天幕内ノ御席ニ大統領代理ト御同列御着席アラセラレタリスクテハ薩摩治郎八氏ノ式辞(別添第二号<sup>(省略)</sup>)ニ始マリ「オノラ」氏ハ大学町仏国財團側ヲ代表シテ殿下御歓迎ノ辭ヲ述ヘ極東文化ノ代表者タル日本カ大學町ニ加入シタル歡喜ヲ叙シ設立者薩摩氏父子ノ援助ヲ

内ニ飾付ケアリタリ

感謝シテ日仏文化融合ノ前途ヲ祝福シ(別添第二号<sup>(省略)</sup>)次テ

巴里大学總長ハ一八七六年ノ昔ニ遡リ日仏文化事業ヲ説キ起シ一八八五年頃里昂大学ニ学ヒタル梅、富井、本野三氏ノ功績、三井男爵其他ノ寄付ニ依ル巴里文科大学日本講座ノ設置、東京ニ於ケル「アテネ・フランセ」ノ活動、前里昂大学總長「ポール・ジバン」氏ノ渡日ニ端ヲ發シ故村井氏ノ義俠的援助並「クローデル」大使ノ努力ニ依リテ開館シタル日仏会館ノ事業、在仏日本人学生後援会ノ活躍等ヲ略述シ薩摩財團ノ定款ニ言及シテ日本及極東ニ関スル研究ニ從事スル仏國学生ノ会館内収容ヲ感謝シ(別添第四号<sup>(省略)</sup>)次テ文部大臣代理及本官ノ祝辞(別添第五号<sup>(省略)</sup>、第六号<sup>(省略)</sup>)アリタル後定礎式舉行ノ旨ヲ認メタル文書(別添第七号<sup>(省略)</sup>)ニ李王同妃両殿下ノ御署名ヲ仰キ関係者一同署名シタル上日仏両國貨幣ト共ニ之ヲ金属製円筒ニ収メ更ニ右円筒ヲ礎石内ノ凹所ニ入レタル後李王同妃両殿下ヲ初メ奉り関係者一同其ノ上ヲ鎔ニテ「セメント」ヲ塗リテ式ヲ完了シ白耳義会館大講堂内ニテ立食ノ饗應アリ仏國財團側ヨリ薩摩氏父子ニ贈呈セル「セーブル」焼花瓶モ亦前記大講堂

定礎式ニハ大統領代理、文相、外相、陸相及上院議長各代理、「セーヌ」県知事、巴里市代表者、巴里大学各分科学長又ハ其ノ代理、大学町各国会館寄付者、日仏協会会长、日本人学生後援会会长、巴里在住ノ重立チタル本邦人等三百余名参列シ此種会合トシテハ稀ニ見ル盛会ヲ呈シタリ

日本学生後援会会长、巴里在住ノ重立チタル本邦人等三百余名参列シ此種会合トシテハ稀ニ見ル盛会ヲ呈シタリ

本件新聞記事御参考迄送付ス尙別添写真ニ揃中一揃ハ本公信写ト共ニ直接薩摩治兵衛氏へ御転達相成タシ

~~~~~

367 昭和3年10月4日 田中外務大臣より  
在仏国安達大使宛（電報）

### 薩摩会館への日本関係寄贈図書受入れにつき

#### 照会

付 記 昭和三年一〇月九日付在仏国安達大使より田

中外務大臣宛電報第三三六号

寄贈図書受入可能について回答

本 省 10月4日後発

#### 第一八八号

東京朝日新聞ニ於テ巴里大学都市ノ宣伝ヲ兼不後援ノ意味ヲ以テ同社主催トナリ一般ノ寄付ヲ仰キ本邦文化ニ関スル存無シトノ事ナリ

~~~~~

368 昭和4年2月12日 田中外務大臣より  
在仏国安達大使宛（電報）

### 薩摩会館館長の本邦からの派遣は困難なる旨

#### 通報

本 省 2月12日後発

貴電第二二号ニ閲シ

薩摩会館第一次館長ノ銓衡ニ付テハ在京委員会ニ於テ慎重考慮ヲ加ヘタルモ何分ニモ適任者ヲ見出スコト容易ナラサ

ルノミナラス三年内外ノ任期ニ対スル継続的ノ支出トシテ予算ヲ要求シ館長ノ地位ヲ確保シ置クコト緊要ナルヘキ処之ヲ昭和四年度追加予算トシテ提出スルコト不可能ニテ五

年度ノ予算ニ要求スルノ外途ナキニ由リ此際ノ措置トシテハ正式館長ノ選任ヲ見ル迄臨時貴館在勤ノ參事官ヲシテ館

書籍ヲ同財團ニ贈与シタシトノコトナルニ付テハ左記事項薩摩氏ト御協議ノ上回電アリ度ン

一、日本学館書庫ノ収容力

二、寄贈書全部日本学館ニ収容シ其ノ他ハ大学街共通ノ中央ヲ選択ノ上日本学館ニ収容シ其ノ他ハ大学街共通ノ中央

合其ノ資金ヲ朝日新聞社ニ托シ購入セシメテハ如何ナリ

合其ノ資金ヲ朝日新聞社ニ托シ購入セシメテハ如何ナリ

合其ノ資金ヲ朝日新聞社ニ托シ購入セシメテハ如何ナリ

ヤ

### （付記）

パ リ 10月9日後発

本 省 10月10日後着

#### 第三三六号

貴電第一八八号ニ閲シ

薩摩氏ト協議セル処

一、書庫収容力ハ約三万冊ノ見込

二、日本館ニ収容シ得サル場合中央図書館ニ収容セシメ得

ル事勿論ナリ

長ノ職務ヲ攝行セシムル外適當ノ方法ナシト思考セラル就テハ右様御配慮ヲ得ラルヘキヤ何分ノ儀回電アリタシテハ右様御配慮ヲ得ラルヘキヤ何分ノ儀回電アリタシテハ右様御配慮ヲ得ラルヘキヤ何分ノ儀回電アリタシテハ右様御配慮ヲ得ラルヘキヤ何分ノ儀回電アリタシ

369 昭和4年5月10日 在仏国安達大使より

### 薩摩会館開館式挙行

付 記 昭和四年五月二八日付在仏国安達大使より

中外務大臣宛公第三〇六号

#### 薩摩会館開館式詳報

パ リ 5月10日後発  
本 省 5月11日前着

#### 第一四三号

薩摩会館開館式十日當國大統領、總理大臣、文部大臣、上院議長其ノ他日仏主ナル官民数百名列席ノ上盛大ニ挙行セラレタリ

（付記）

（6月21日接受）

公第三〇六号

昭和四年五月二十八日

在 仏

特命全權大使 安達 峰一郎 (印)

外務大臣男爵 田中 義一 殿

薩摩会館開館式ニ閑スル件

本年五月十日薩摩会館開館式挙行セラレタル次第ハ不取敢電報シ置キタル處ナルカ同日午後三時當国大統領「ガストン・ドゥメルグ」ハ首相、「ポアンカレー」文相、「マロー」美術専門學務長官、「フランソア・ポンセー」等ヲ從ヘテ會館ニ到着本使巴里大学都市仏國財團總裁「オノラ」、巴里大學總長「シャルレツチ」等ノ出迎ヲ受ケ仏國軍樂隊ノ日本國歌吹奏裡ニ着席上院議長「ヅーメル」、「セーヌ」県知事「ルナール」、巴里市參事會議長「ルマルシャン」、巴里衛戍總督「グロー」將軍其他日仏官民數百名之ニ列席シ式場ニ充テラレタル会館大広間ニ溢ルルノ盛況ヲ呈シタリ

劈頭薩摩氏ノ祝辭アリ同氏ハ特ニ本会館關係者一同ニ對シ感謝ノ意ヲ表シタル後巴里大学總長「シャルレツチ」ハ本会館並ニ之ト時ヲ同ウシテ開カレタル東京ノ日仏会館トハ日仏兩國文化ノ貴重ナル連鎖ヲナスモノナリトシテ本会館ノ開館ヲ祝シタルカ巴里大学都市仏國財團總裁「オノラ」、山田博士、當地日仏協會々長「スアール」ノ諸氏亦略同趣旨ノ演説ヲナシタリ次イテ本使ハ本会館ノ開設ニヨリ日仏兩國ノ文化接近ノ企画ハ益々具体化シ日仏兩國ノ關係ハ愈々緊密トナルヘキヲ述ヘ最後ニ文相「マロー」ハ日仏親善ノ為本会館ノ開館ヲ喜フ旨述ヘタリ  
式後大統領初メ來賓一同会館ノ内部ヲ巡覽シ盛況裡ニ開館式ヲ終レリ

本件開館式ノ際ノ演説写添付右報告申通ス

## 日本外交文書 昭和期 I 第二部第四卷 日付索引